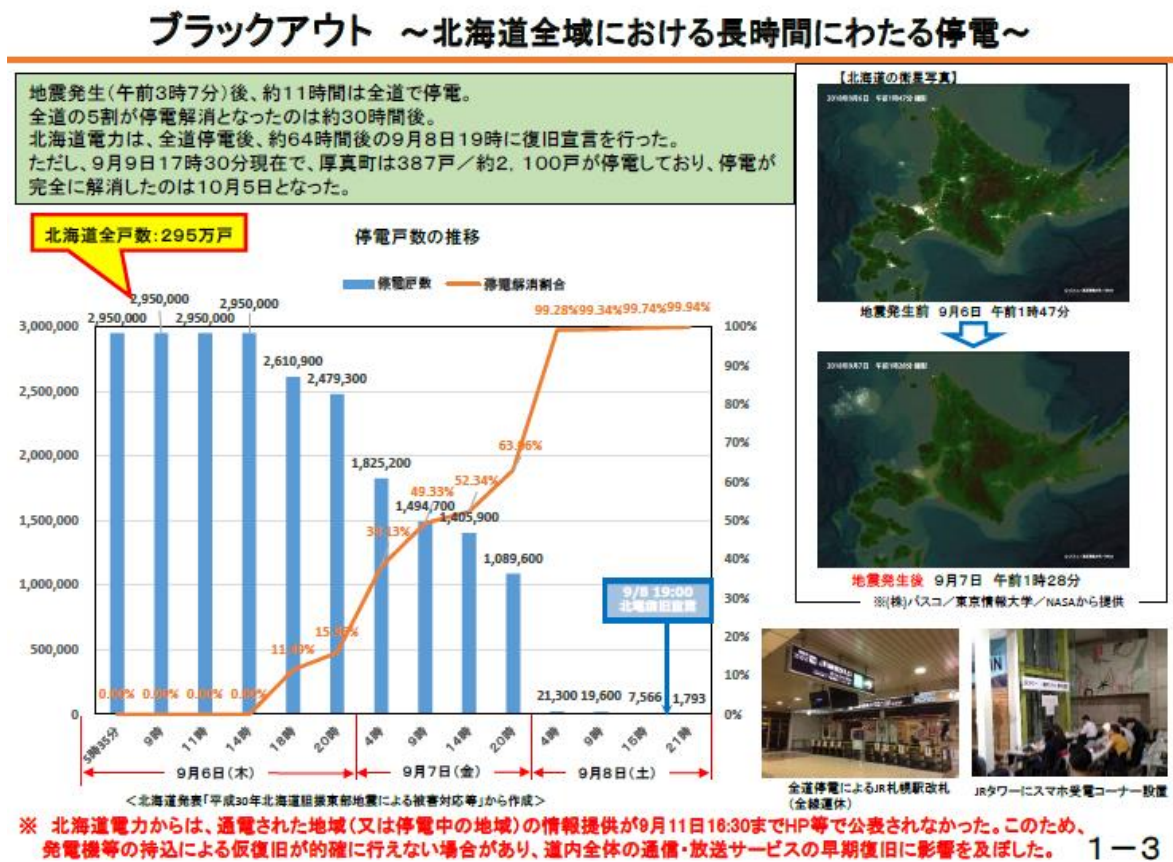


我が国の成長を支える大都市・大阪において、防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。昨今、日本各地で様々な自然災害が発生していることから、災害対策のより一層の充実強化を図ることが求められている。

特に、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震では、広範囲の地域で、長時間にわたる停電のために、在宅で人工呼吸器を使用している患者に混乱が起きた。災害等による長期停電時においても在宅人工呼吸器使用者が安心して療養を続けられる環境を整備する必要がある。

以上のことを踏まえ、災害等に伴う長期停電時において在宅人工呼吸器使用者の生命を保護するために、大阪府として今後どのような取組みが必要か、資料1から資料4も参考とし、課題を挙げたうえで、課題解決に向けた具体的な取組みを提案しなさい。また、提案した取組みを進める上で、府、市町村、医療機関などの関係機関が果たすべき役割について、あなたの考えを述べなさい。

資料1 北海道胆振東部地震におけるブラックアウト



資料 2 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要 平成25年6月21日公布

背景

- 東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについては、昨年6月に行った災害対策基本法の「第1弾」改正にて措置したところ。その際、改正法の附則及び附帯決議により引き続き検討すべきとされた諸課題について、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、さらなる改正を実施するもの。

法律の概要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化等

- 災害緊急事態の布告があったときは、災害応急対策、国民生活や経済活動の維持・安定を図るための措置等の政府の方針を閣議決定し、これに基づき、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処するものとする。
- 災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が災害応急対策を応援し、応急措置（救助、救援活動の助けとなる障害物の除去等特に急を要する措置）を代行する仕組みを創設すること。
- 大規模広域災害時に、臨時に避難所として使用する施設の構造など平常時の規制の適用除外措置を講ずること。等

2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- 市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、緊急時の避難場所としてあらかじめ指定すること。
- 市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 的確な避難指示等のため、市町村長から助言を求められた国（地方気象台等）又は都道府県に応答義務を課すこと。
- 市町村長は、防災マップの作成等に努めること。等

3 被災者保護対策の改善

- 市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定すること。
- 災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町村長が罹災証明書を遅滞なく交付しなければならないこととする。
- 市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 災害救助法について、救助の応援に要した費用を国が一時的に立て替える仕組みを創設するとともに、同法の所管を厚生労働省から内閣府に移管すること。等

4 平常からの防災への取組の強化

- 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念を明確化すること。
- 災害応急対策等に関する事業者について、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするとともに、国及び地方公共団体と民間事業者との協定締結を促進すること。
- 住民の責務に生活必需物資の備蓄等を明記するとともに、市町村の居住者等から地区防災計画を提案できることとする。
- 国、地方公共団体とボランティアとの連携を促進すること。等

5 その他

- 災害の定義の例示に、崖崩れ・土石流・地滑りを加えること。
- 特定非常災害法について、相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例を設けること。等

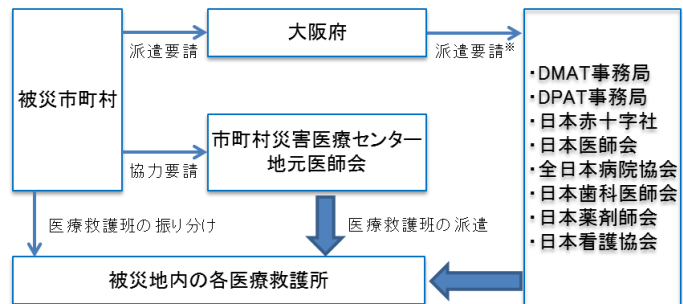
出典：内閣府

資料 3 災害時に派遣される医療救護班

図表 6-7-4 主な医療救護班の種類と派遣元機関

種別	派遣元機関
DMAT	厚生労働省(DMAT事務局)
DPAT	厚生労働省(DPAT事務局)
救護班	日本赤十字社
JMAT	日本医師会
AMAT	全日本病院協会
歯科医療班	日本歯科医師会
薬剤師班	日本薬剤師会
看護班	日本看護協会

図表 6-7-5 医療救護活動の流れ



※大阪府医師会等各派遣元機関の府内組織を通じて要請

出典：大阪府「第7次大阪府医療計画」

資料 4 在宅人工呼吸器ハンドブック

5. 停電時のための事前準備 ～停電が起こる前に・・・～

- * 突然の停電でもわかるよう、緊急時に必要なものの置き場所を決めておきましょう。
- * もしもの時に使えるか、定期的に点検しておきましょう。
- * 避難訓練を行うことをお勧めします。外出は避難訓練の良い機会です。
- * 地域で配布されている災害対策マニュアル等があればそちらと合わせてご確認ください。

チェックリスト

1. 外部電源：

- 本体電源とバッテリーの接続方法を知っているか。
- バッテリーは、充電できているか。
 - ☞ 充電をしていない場合は、日にちを決めて充電をしておくこと。
 - ☞ 停電が長引いた時の対処方法についても確認しておくこと。

2. 非常用の明かり：

- ヘッドライト、ランタン灯（フック掛け出来るもの）準備しているか。
 - ☞ 電池が切れていないか。
 - ☞ 両手が使えるものの準備を。

ロウソクや、ガス式のランタン灯は、使用しないこと！

注意！ 火災の危険性があります

3. 吸引器（足踏み式・手動式のタイプ）：

- 使い方は知っているか。
 - ☞ 充電式のものもあります。

4. 蘇生バッグ（アンビューバッグ）：

- 人工呼吸器の本体付近に日頃から常備しているか。

5. 情報を得るための手段：

- ラジオ

6. 緊急連絡：

- 主治医・家族・医療機器事業所等の連絡先がすぐわかるか。

7. その他：

- 一日のケアスケジュールなど、ケアの内容がわかるもの
- ケアに必要なもの
- 電池の予備（非常用の明かりやラジオなどで、必要な電池を予備に確保）